

一般財団法人奈良市総合財団広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人奈良市総合財団（以下「財団」という。）の資産を広告媒体として活用することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 財団資産への広告掲載は、民間企業等との協働により財団の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、広告媒体とは、財団が発行する印刷物、財団が管理するウェブサイト、その他広告媒体として活用できる資産で理事長が個別に定めるものをいう。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第4条 財団の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (8) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの、事実を誤認するおそれがあるものなど、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (9) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (10) その他広告掲載の対象として適当でないと理事長が認めるもの

3 広告掲載に係る事業者及び業種、前項に規定する広告の内容その他の広告掲載に関する基準は、別途定める。

(広告媒体の種類)

第5条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、理事長が別に定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格、広告掲載の位置等は、理事長が別に定める。

(広告募集方法等)

第7条 広告の募集方法及び価格は、理事長がその性質に応じて別に定める。

(広告掲載の付記事項)

第8条 広告掲載に当たっては、当該広告が民間事業者等の広告であることを明確にし、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属その他の事項を注記するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、2025年7月18日から施行する。